

校舎等の耐震化率

学校施設は「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により、所有者に耐震診断及び耐震改修の努力義務が課されるとともに、大学は、学校教育法及び同法施行規則により学生の教育研究環境を含めた教育研究活動等についての情報を公表することが求められています。

■ 植草学園大学

- a. 新築年月日が 1981 年（昭和 56 年）6 月 1 日以降の建物・・・20,956 m²
- b. 新築年月日が 1981 年（昭和 56 年）5 月 31 日以前の建物のうち、耐震診断を実施済で、耐震性能を有しているあるいは耐震補強済の建物・・・0 m²
- c. 延床面積合計・・・20,956 m²（=a+b）

$$\text{※ 耐震化率} = \frac{a+b}{c} = 100\%$$

（2025 年 4 月 1 日現在）

※「私立学校校舎等実態調査」（日本私立学校振興・共済事業団が実施）に基づき算出する。